

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 西武建設株式会社  
法人番号： 3013301006249  
住 所： 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1
- 指名停止措置期間： ①令和5年9月11日から令和6年2月10日まで(5ヵ月)  
②令和5年9月11日から令和6年1月10日まで(4ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： ①東北地方測量部管内  
②東北地方測量部管内を除く全国

### 4. 事実概要：

当該業者は、令和5年7月21日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から監督処分(営業停止45日間)を受けた。

また同日、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から監督処分(指示)を受けた。

### 5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である西武建設株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1～12 略	略
(建設業法違反行為)	
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

### (問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)